

総務産業常任委員会報告

総務産業常任委員会の報告を行います。

去る11月30日の本会議において付託されました案件について、12月6日、委員8名出席のもと、委員会を開催しました。

付託されました案件は、条例制定4件と、計画の策定について1件の、計5件です。

審査は、関係課に説明を求め、その後、質疑・採決を行いました。

「議案第116号 上野原市企業版ふるさと納税基金条例制定について」は、企業版ふるさと納税基金を設置することに伴い制定するもので、当市に本社が所在しない企業から、下限10万円からの寄附を受ける事ができるとのことです。

また、企業が寄附をする際、その年度に寄附をしたい内容のものが無かった場合、今回設置する基金に積み立て、翌年度以降に趣旨に沿った事業に充当することができるということです。

委員からの、企業への周知はどうするのか、という質問については、現在はホームページの掲載のみであるが、今後は直接企業にアポイントを取ることも考えているとの説明がありました。

「議案第117号 上野原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴う改正で、未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置を行うものです。

「議案第120号 上野原市緑地等利用施設条例の一部を改正する条例制定について」は、緑と太陽の丘キャンプ場の指定管理制度の導入に向けた規定の整備と、使用料の改正を行うものです。

「議案第121号 上野原市森林総合利用施設条例の一部を改正する条例制定

について」は、平野田休養村の使用料の改定を行うもので、その増収分を、土日祝日の人件費等に充てるとのことです。

議案第120号と121号について、委員からの、緑と太陽の丘キャンプ場の方は指定管理者制度の導入ということだが、平野田休養村の運営はどうなっているのか、という質問については、組合があるため、指定管理者に指定しているとのことです。

「議案第132号 上野原市過疎地域持続的発展計画の策定について」は、本年4月から秋山地区が過疎地域に指定されたため策定するものです。

委員からの、今回どういう基準のもとに秋山地区が指定されたのか、という質問については、平成11年から令和3年の間に合併した市町村の、昭和50年から平成27年までの40年間の旧町村単位での人口減少率を基準にしているため、秋山地区が該当したとの説明がありました。

以上、当局提出の5案件について採決した結果、「議案第121号 上野原市森林総合利用施設条例の一部を改正する条例制定について」は、今までバンガロー使用料等の料金を条例で規定していなかったことは看過できないとの異議がありましたので、起立採決を行った結果、原案どおり可決すべきものと決定しました。

他4案件についてはいずれも全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業常任委員会の報告といたします。